

令和2年2月26日

令和2年 第1回杵築市議会定例会

提出議案説明書

令和2年第1回杵築市議会定例会の開会にあたり、冒頭ひとこと挨拶を申し上げます。

昨年末に、杵築・山香・大田の3つの会場で計4回開催させていただきました、緊急財政に関する市民説明会では、年末のお忙しい中、多くの市民の皆様にご参加いただき、多くのご意見、ご提言を賜りました。

そして、それらのご意見、ご提言を踏まえ策定した「緊急財政対策」について、今月10日から17日にかけて、市内5つの会場で計7回、市民説明会を開催させていただきました。この説明会にも、昨年から引き続き、多くの市民の皆様のご参加をいただき、誠にありがとうございました。

今回策定した「緊急財政対策」の実施により、令和4年度には、財政調整基金の取り崩しはゼロとなり、また、財政再生団体に転落することは無くなる見込みです。

市民の皆様には、施設の利用廃止や利用料の値上げなどのご不便・ご負担をお願いする内容もありますが、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、本対策において収入の確保策として掲げていた「ふるさと納税の拡充」については、令和2年度以降3億円を目指すこととしていますが、今年度の寄付額が今月17日時点で、19,867件、3億8,937万1千円になりました。これは、件数、金額ともに過去最高の数字となっています。このように過去最高の数字となったのは、市民の皆様が、市外の友人、知人、親戚などに杵築市へのふるさと納税をお願いしてくださったことと、杵築市に縁のある方々が今回の財政難の情報を聞き、応援してくださっていることのお陰だと考えております。引き続き、ふるさと納税の拡充策については、継続して取り組んでまいりますので、今後とも応援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、このあと説明申し上げます新年度の当初予算については、「緊急財政対策」を反映し、予算を編成しました。歳入に見合った歳出を確立していくことで、財政を建て直し、この難局を乗り越えてまいりますので、どうか市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号から議案第10号までの令和2年度各会計当初予算の概要について、順次説明を申し上げます。

各会計別では、一般会計170億9,000万円、ケーブルテレビ事業特別会計ほか4つの特別会計合計で、92億7,100万4千円、水道事業会計ほか3つの公営企業会計の収益的収入合計では、41億2,420万円としました。

全て合わせますと、304億8,520万4千円の予算規模となります。

令和2年度におきましては、簡易水道事業特別会計が、水道事業会計に統一されること、公共下水道事業特別会計と特定環境保全公共下水道事業特別会計が下水道事業会計として公営企業会計化されるなど大きな変更があります。

はじめに、令和2年度杵築市一般会計予算について申し上げます。緊急財政対策により、予算の総額は、前年度比14.9%、30億円減の170億9,000万円で、大きく減少しています。

まず、歳入ですが、市税については、前年度比0.5%、1,382万6千円減の30億1,650万4千円としました。法人市民税において減額を見込んでいます。これは、法人市民税法人税割の税率が引き下げられ、国税である地方法人税の税率が引き上げられることとなり、地方法人税は、全額が地方譲与税化、地方交付税の原資化されることの影響を加味しています。

地方交付税については、一本算定への移行経過措置最終年となるこ

とから、前年度比0.5%、3,000万円減の63億2,000万円としました。

令和2年度の財政調整基金繰入金を除く一般財源の額は、前年度比0.1%、961万8千円減の106億8,684万7千円としました。

歳出に対する財源不足額については、財政調整基金3億円、地域活力創出基金2億995万3千円、合併振興基金1億3,110万円、ふるさと杵築応援基金4億3,204万1千円など、基金からの繰入金で対応していますが、繰入金総額では、前年度比48%、10億1,956万8千円の減額となり、歳出抑制の結果がここに反映されました。

財政調整基金の繰入額は大幅に縮小しましたが、特定目的基金の活用により財政収支の均衡を図っている状況で、この構造からの脱却が緊急財政対策の課題となっています。特に、地域活力創出基金、合併振興基金については、今後、積立てが難しい基金ですので、効果的に事業充当を行い、必要財源の確保を図ってまいります。

次に、歳出ですが、今回の緊急財政対策により、受益者負担の増による一般財源の抑制や既存事業費の縮小をお願いしています。市民サービスに少なからず影響を及ぼす予算編成となっており、改めて市民の皆様にお詫びとお願いを申し上げる次第です。

それでは、主な事務事業について、款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費では、全体的な人件費の縮減を図りながら、過疎バス運行事業、コミュニティバス運行事業、乗合タクシー事業等の高齢者の交通手段の確保を中心とする事業については、使用料の増をお願い

しながら、昨年度並みの事業費を確保しました。また、移住対策や住民自治協議会への支援事業についても、昨年度並みの事業費を確保しました。

民生費では、少子高齢化等により、毎年度増加する社会保障経費に対応する予算編成としています。年々充実する国の制度を基本として、高齢者対策、障がい者対策、子育て対策などの予算額を確保しました。

包括支援センターを委託することにより、特別会計を廃止するとともに、令和2年度が全世代包括支援センターの開設元年となります。子育て対策から、障がい者扶助、高齢者扶助などの相談の一元化を図り、複合的な社会保障の課題に取り組んでまいります。

市単独による補助事業については、見直し、縮小を図りました。

衛生費では、健康や環境に配慮した事業を中心に予算を計上しています。

従来からの予防接種事業やがん検診事業については、負担金の増をお願いしながら、効率的な予算編成を行いました。

環境衛生事業も引き続き、市民の生活環境の向上に資する事業に予算計上しています。簡易水道事業の廃止、下水道事業の公営企業化など大きな制度の変更に応じた予算編成としています。

農林水産業費では、杵築市の基幹産業を守る重要な位置づけとしての予算編成に変更はありません。

国や県の事業を活用した、新規就農者の育成事業、農地の集積に関する事業、肉用牛の増頭対策、施設園芸の整備助成、有害鳥獣被害防止対策等も継続して実施します。

耕地事業については、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業、三川地区内水対策事業、県営事業負担金等について継続

計上しました。県施行農業土木事業については、市単独の農業土木事業の計上が厳しい中、市費の投入以上の事業効果が認められる事業として積極的な予算編成を行いました。

水産事業については、アサリ資源の回復を図るための守江湾干潟再生事業、有害魚駆除の経費、種苗^{しゅびょう}購入、増殖礁^{ぞうしょくしょう}設置についても継続計上しましたが、令和2年度については、これまでに実施した事業の検証を行う年度として位置づけしています。

商工費では、商工・観光ともに、地方創生費へ移管した主要事業のほか、従前の事業費を縮小しながらも、誘致・誘客に資する事業の計上を行っています。また、新たな工業団地の造成の可能性を探るための事業費を計上しています。

土木費では、安全や利便性の向上につながる予算を組立てました。

継続事業である市駅錦江橋線^{しえききんこうばしせん}、本町田平線^{ほんまちたびらせん}、鹿倉線^{かくらせん}ほか4路線に加え、新たに、JR跨線橋^{こせんきょう}の改良工事や点検を実施し、インフラの整備を進めます。

また、急傾斜地崩壊対策や河川の改修工事も行います。併せて、県営事業で実施する県道工事や河川・橋梁整備工事、港湾・海岸施設整備工事などの県営工事負担金については、市単独事業の計上が厳しい中、負担額以上の事業効果が認められる事業として積極的に予算編成をしました。

消防費では、市民の安全・安心を最優先とし、各種事業の予算を計上しています。計画的に行っている防火水槽の設置や災害備蓄物資の整備に係る経費を計上しました。

教育費では、学校教育・社会教育を含めた生涯教育の充実を図るた

め、その環境整備を中心とした予算としました。

杵築中学校改築事業と給食センター改築事業が、令和元年度予算においてその大半が完了することに伴い、予算額は大きく減少することとなりました。

学校現場においては、複式学級や特別支援員等の加配を行うとともに、外国語指導助手であるALTの3人体制を継続します。

中学校遠距離通学支援事業については、令和元年第4回定例会において採択された請願・陳情の内容を受け、電動アシスト自転車購入補助などを含む新たな補助金制度を実施するための予算を計上しました。

幼稚園については、杵築幼稚園において預かり保育を通年で継続します。

学校給食センターについては、令和2年2学期から新給食センターが稼働するために必要な予算を計上しました。

このほか、文化施設、体育施設の管理経費については、休館日を追加する施設、廃止する施設などにより、維持管理費を縮小しています。

公債費では、利率見直しによる借り換えを行うことにより、単年度の元利償還額を圧縮する計画としています。

全体として、緊急財政対策により市単独事業を中心として事業費の縮小を図っています。もとより、一般財源の歳入額には限度がありますので、令和2年度の予算額が上限額と捉え、今後も事務事業の見直しを進めなくてはなりません。

以上、令和2年度一般会計予算について、その概要を申し上げます。

次に、令和2年度各特別会計及び各公営企業会計予算を説明します。

ケーブルテレビ事業特別会計については、歳入歳出総額を6億1,045万9千円としました。ケーブルテレビ整備事業費については、2億2,872万3千円を計上し、令和2年度は守江区の光ケーブル化を行うこととしています。杵築地域の光ケーブル化は当初令和2年度に完成する予定としておりましたが、緊急財政対策を受けまして、単年度の予算額を縮小することで起債借入額の上限を厳守してまいります。

国民健康保険特別会計では、歳入歳出総額を42億687万3千円としました。一人当たりの医療費が伸びる見込みであり、前年度比13.1%、4億8,825万5千円の増となっています。

後期高齢者医療特別会計では、歳入歳出総額を4億1,144万3千円としました。保険料等の負担金が増加する見込みで、前年度比3.8%、1,508万6千円の増となっています。

介護保険特別会計では、歳入歳出総額を38億6,570万7千円としました。前年度とほぼ同様の予算計上で、前年度比0.1%、537万4千円の増となっています。

農業集落排水事業特別会計では、歳入歳出総額を1億7,652万2千円としました。工事費等の抑制を図り、前年度比16.5%、3,498万1千円の減となっています。

水道事業会計では、収益的収入を5億5,252万8千円としました。令和2年度から簡易水道事業を水道事業に統一し、公営企業会計化することによって、前年度比26.3%、1億1,505万5千円の増となっています。

工業用水道事業会計では、収益的収入を2,228万7千円とし、前年度比0.5%、10万1千円の減となっています。

下水道事業会計では、収益的収入を6億4,722万3千円としました。令和2年度から公共下水道事業特別会計と特定環境保全公共下

水道事業特別会計を統一し公営企業会計化するため、新たに創設される公営企業会計です。

最後に、市立山香病院事業会計については、収益的収入を29億216万2千円としました。DCPの導入、病床編成の組替などの措置により医業収益の増加を図り、前年度比1.4%、3,889万7千円の増となっています。

続きまして、議案第11号から議案第20号までの令和元年度各会計補正予算について説明を申し上げます。

はじめに、令和元年度一般会計補正予算（第9号）ですが、今回の補正は、事業費の決算見込みに伴う精算と、国の補正予算に関連する補助事業の計上及び減債基金取り崩し措置の変更に伴う基金への戻入が主なものです。

補正額としましては、16億2,131万4千円を減額し、補正後の予算の総額を210億8,890万3千円とするものです。

主なものを申し上げますと、まず歳入では、固定資産税の収入増が見込まれるため、市税を3,900万円増額しました。地方消費税交付金については、実績により5,920万円を減額しました。国庫支出金は、道路改良事業にかかる事業費の決算見込みにより、1億1,138万円を減額しました。県支出金は、国の補正予算に伴う事業の追加により1億3,644万3千円を増額しました。繰入金は、減債基金を活用した繰上げ償還計画の変更により、減債基金繰入額を12億3,155万9千円減額し、歳出額の減に応じて財政調整基金繰入額を2億2,056万2千円減額しました。一方、早期退職者数の増により、退職手当基金繰入額を5,000万円増額とし、緊急財政対策の一環としてふるさと応援基金繰入金を8,130万円増額しました。市債は、事業費の決算見込みにより、2億6,580万円減額し

ました。

歳出では、議会のご協力により、議員報酬等で376万円、特別職の報酬122万5千円、一般職で535万8千円を減額しました。早期退職者等の増により職員退職金を5,033万3千円増額しました。杵築速見消防組合負担金については、日出町との負担割合の変更により1,247万7千円を増額しました。公債費元金については、繰上償還の見直しにより12億3,155万9千円を減額しました。障害者自立支援給付事業については、サービス利用者の増により1,504万4千円増額しました。地籍調査費では、国の補正予算による採択に伴い、5,474万3千円を増額しました。活力あふれる園芸産地整備事業は、いちご学校4期生2名の施設整備について国の補正予算が採択されたことにより、1億4,945万6千円増額しました。市えきさんこうぼしせん駅錦江橋線改良事業については、予定をしていた迂回路の撤去工事を令和2年度事業としたことなどにより、1億2,429万6千円減額しました。道路ストック総点検事業については、国庫補助金配分の減額などにより6,329万6千円減額しました。橋梁長寿命化修繕事業については、堂様どうさま跨線橋こせんきょう改良事業の決算見込み、国庫補助金配分の減額などにより、9,548万9千円を減額しました。老朽市営住宅の解体事業については、実施事業の決算見込み及び予定事業の休止により1,288万3千円減額しました。小こぐまやま熊山・御おとうやま塔山古墳公有化事業については、決算見込みにより1,661万7千円減額しました。

ケーブルテレビ事業特別会計については、入札による事業費の減により4億8,926万5千円を減額し、補正後の歳入歳出総額を21億1,275万7千円としました。

国民健康保険特別会計については、納付金・拠出金の決算見込みなどにより、542万4千円を追加計上し、補正後の歳入歳出総額を41億3,684万円としました。

後期高齢者医療特別会計については、保険料納付金・負担金の決算見込みにより、496万4千円を追加計上し、補正後の歳入歳出総額を4億298万7千円としました。

介護保険特別会計については、給付実績による調整などにより、1,893万6千円の減額し、補正後の歳入歳出総額を39億3,256万8千円としました。

簡易水道事業特別会計については、委託料、電気代の減額により、1,217万円を減額し、補正後の歳入歳出総額を1億7,452万9千円としました。

農業集落排水事業特別会計については、償還金利子の確定などにより、51万1千円を減額し、補正後の歳入歳出総額を2億1,153万円としました。

公共下水道事業特別会計については、事業費の決算見込みにより、1,763万9千円を減額し、補正後の歳入歳出総額を5億7,108万5千円としました。

特定環境保全公共下水道事業特別会計については、事業費の決算見込みにより、319万5千円を減額し、補正後の歳入歳出総額を2億7,737万2千円としました。

また、一般会計、特別会計で翌年度への繰越明許の設定も行っています。

以上、令和元年度一般会計並びに各特別会計補正予算について、その概要を申し上げます。

続きまして、条例議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第21号 杵築市行政組織条例の一部改正については、地方自治法第158条第1項の規定に基づく市長の権限に属する事務

を分掌させるための内部組織について、上下水道課の事務分掌の変更及び人権問題を所管する課の名称を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第22号 杵築市行政区設置条例の一部改正については、地方公務員法等の一部改正により、特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴い、区長業務について、行政区の区長を特別職非常勤職員として委嘱し依頼する方法から、委託して依頼する方法に変更するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第23号 杵築市ケーブルネットワーク施設条例の一部改正については、加入世帯の減少により悪化している収支のバランスを改善するよう基本使用料を引上げるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第24号 杵築市コミュニティバス条例の一部改正については、運行費用の増大や利用者の減少により悪化している収支のバランスを改善するよう利用料を引上げるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第25号 杵築市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の宣誓の取扱いについて、任命権者が別に定めることが出来るようにするため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第26号 杵築市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の補償基礎額について、常勤職員

との権衡を保つため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第27号 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員への移行や新たに特別職非常勤職員として追加するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第28号 杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部改正については、本市の財政状況を鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当を減額するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第29号 杵築市職員の給与に関する条例の一部改正については、給与制度の総合的見直しにおける経過措置に影響を及ぼす規定を削除し、当該経過措置を終了させるなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第30号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、本市の財政状況を鑑み、職員の給料月額を減額するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第31号 杵築市地域包括支援センター事業特別会計条例を廃止する条例の一部改正については、経過措置として、杵築市地域包括支援センター事業特別会計に係る令和元年度分の収入、支出及び決算について規定するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第32号 杵築市債権管理条例の制定については、市が保有している債権の管理に関して、事務処理基準等を明確にし、債権

管理の一層の適正化を図るため、本条例を制定するものです。

次に、議案第33号 杵築市行政財産使用料条例の一部改正については、杵築市健康福祉センターの温泉場と杵築市大田横岳自然公園のログハウス等の受益者負担の適正化を図るため、それぞれ使用料を引上げるなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第34号 杵築市手数料条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正により、個人番号の通知カードが廃止されるため、これを再交付したときに徴収する手数料の規定を削除するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第35号 杵築市福祉に関する事務所条例の一部改正については、杵築市行政組織条例の一部改正に伴い、福祉に関する事務所の名称を変更するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第36号 杵築市山香温泉センター（^{こうじおおんせん}神塩温泉）条例の一部改正については、温泉センターの受益者負担の適正化を図るため、温泉センターの使用料を上げるとともに、温泉センターに係る光熱水費等のより一層の軽減化を図るため、営業時間の短縮を行うなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第37号 杵築市立児童館条例の一部改正については、現在、児童館の運営は委託していることから、市が設置する児童館の運営委員会の規定を削るため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第38号 杵築市長寿祝金条例の制定については、現行の敬老祝金と敬老祝品進呈事業を整理し、敬老祝金を長寿祝金と改め、支給年齢などを見直し、本条例を制定するものです。

次に、議案第39号 杵築市大田高齢者デイサービスセンター条例の廃止については、新たに小規模多機能型居宅介護施設を整備したことに伴い、サービスの充足が見込まれることから、本条例を廃止するものです。

次に、議案第40号 杵築市健康推進館条例の一部改正については、温水プールについて、受益者負担の適正化を図るため使用料を上げるとともに、曜日別や時間別の利用状況を鑑み、休館日や利用時間を見直すなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第41号 杵築市健康福祉センター条例の一部改正については、温泉場の時間別の利用状況を鑑み、利用時間を見直すなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第42号 杵築市簡易水道事業を杵築市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理については、杵築市簡易水道事業を杵築市水道事業に統合することに伴い、関係条例の整理を行うため、本条例を制定するものです。

次に、議案第43号 杵築市交通安全条例の一部改正については、地方公務員法等の一部改正により、特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴い、交通指導業務について、交通指導員を特別職非常勤職員として委嘱し依頼する方法から、委託して依頼する方法に変更するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第44号 杵築市企業立地促進条例の一部改正については、条例の効力の期限を延長することで引き続き企業誘致を促進するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第45号 杵築市農畜産物加工センター条例の廃止については、農畜産物加工センターの利用状況等を勘案し、本条例を廃止するものです。

次に、議案第46号 杵築市営住宅条例の一部改正については、民法の一部改正等に伴い、敷金の取扱いの明確化や連帯保証人の要件の緩和、解体を行う恒道住宅^{つねみちじゅうたく}の用途廃止など、所要の改正を行うものです。

次に、議案第47号 杵築市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について及び議案第48号 杵築市定住促進住宅条例の一部改正については、民法の一部改正等に伴い、敷金の取扱いの明確化や連帯保証人の要件の緩和など、所要の改正を行うものです。

次に、議案第49号 杵築市普通公園等条例の一部改正については、^{まつおがわかせん}松尾川河川プールについて、施設の著しい老朽化や雨天時に泥水が流入するなど、維持管理が困難であることから、河川プールを廃止するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第50号 杵築市いじめの防止等に関する条例の一部改正については、いじめ防止対策推進法に規定するいじめ問題に関する重大事態に関する調査結果について、市長の附属機関として再調査す

る機関を設置するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第51号 杵築市公民館条例の一部改正については、山浦地区公民館の老朽化に伴い、令和2年4月1日から開館する山浦地区コミュニティセンターへ公民館機能に移行するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第52号 杵築市きつき城下町資料館条例の一部改正について、議案第53号 杵築市杵築城条例の一部改正について、議案第54号 杵築市大原邸条例の一部改正について、議案第55号 杵築市佐野家条例の一部改正について、議案第56号 杵築市重光家条例の一部改正について及び議案第57号 杵築市磯矢邸条例の一部改正については、休館日及び開館時間について、指定管理者が教育委員会の承認を得て変更できるようにするなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第58号 杵築市スポーツ施設条例の一部改正については、代替施設があるなどの理由から杵築市宮山香水泳プールを休場し、利用者が極めて少ないことから杵築市宮石丸体育館を廃止するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第59号 杵築市B&G海洋センター条例の一部改正については、施設の老朽化や代替施設があるなどの理由からB&G海洋センターのプールを休館するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第60号 下水道事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正については、経過措置として、廃止する杵築市公共下水道事業特別会計及び杵築市特定環境保全公共

下水道事業特別会計に属する余剰金、債権及び債務について、杵築市下水道事業会計に帰属させるため、所要の改正を行うものです。

続きまして、一般議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結については、杵築市立杵築中学校新体育館建築工事において、基礎杭の設置に不測の日数を要し、工期を延長する必要が生じたため、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第62号 権利の放棄については、ケーブルテレビ利用料について、債権者の所在不明や自己破産などにより今後の徴収が見込めないことから、これらの債権の権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第63号 杵築市山香温泉風の郷の指定管理者の指定については、杵築市山香温泉風の郷の指定管理者を「有限会社ペントハウスクラブ」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第64号 風の郷パークゴルフ場の指定管理者の指定については、風の郷パークゴルフ場の指定管理者を「杵築市パークゴルフ協会」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第65号 市道の路線廃止及び路線認定については、鴨川公民館線がわこうみんかんせんの路線廃止と鴨川田中線かものがわたなかせん及び鴨川山迫線かものがわやまさこせんの路線認定をする

ため、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提出いたしました予算議案20件、条例議案40件、一般議案5件について、説明を申し上げます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

それでは、報告第1号及び報告第2号について、説明を申し上げます。

まず、報告第1号 令和元年度杵築市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについては、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、返礼品等の必要経費を早急に補正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第2号 専決処分の報告については、本市職員が起こした空き家改修事業に関する損害賠償の示談について、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくようお願い申し上げます。

